

水大第 1605 号
平成 27 年 2 月 20 日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 川崎 博也 様

兵庫県知事 井戸 敏三

株式会社神戸製鋼所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る
計画段階環境配慮書に関する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第 3 条の 7 の規定により平成 26 年 12 月 15 日付けで送付のあった標記の計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日 通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりである。

なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見についても、適切に対応されたい。

株式会社神戸製鋼所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る 計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、神戸製鉄所の高炉設備等を撤去した跡地に、新たに出力約 130 万 kW の石炭火力発電所を建設する計画である。最新鋭の発電技術及び最新の環境対策を導入するとともに、電力需要地に近接した電源立地であることから、高効率化・低炭素化に貢献でき、国の「エネルギー基本計画」にも沿うものとされている。

しかしながら、本事業は既設の石炭火力発電所（神鋼神戸発電所：出力 140 万 kW）に隣接して大規模な石炭火力発電所を新設するものであり、神戸市東部の住宅密集地に近接して設置されることから、工事の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の事項について留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 事業計画の決定にあたっては、新たに石炭火力発電所を設置する理由や発電方法・発電出力等の検討経過を、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載するとともに、住民等関係者へ十分に説明するよう努めること。
- (2) 計画段階配慮事項に係る総合評価において、煙突高さの複数案を検討した上で既設発電所の煙突と同じ高さである 150m が適切であるとしているが、その検討過程や決定理由について、客観的に分かるよう方法書以降の図書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評価の実施及び具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- (4) 方法書以降の図書の作成にあたっては、特に影響が懸念される大気質、水質、温室効果ガス等の環境要素について、予測の前提条件等を具体的に示すとともに、本事業の実施に伴う既設製鉄所及び既設発電所からの負荷量の増減を記すなど、神戸製鉄所全体からの環境影響についても留意すること。
- (5) 災害、事故による汚染物質の飛散等により生活環境に悪影響が生じないよう災害対策等に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 事業実施想定区域周辺は光化学オキシダント及び微小粒子状物質が環境基準を達成していないことから、これらの原因物質となる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばい

じん等を含む石炭の燃焼ガスによる影響の最小化を図るため、高度なばい煙処理施設を導入するとともに、その効果を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

イ 施設の供用に伴う大気質への影響について、六甲山地等の周辺地形や高層建築物への影響を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

ウ 水銀を含む重金属類の影響について、国の動向や環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に基づく規制基準を踏まえ、最新の環境対策を導入するとともに、その効果を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

エ 施設の供用に伴う大気中の微小粒子状物質への影響について、最新の知見を収集するなど実態の把握を進め、環境影響評価の実施について検討すること。

(2) 騒音、振動

工所用資材等の搬出入に伴う車両運行について、住宅地等の通過が想定されることから、騒音及び振動の影響を低減するよう配慮すること。

(3) 水質

ア 施設の供用に伴う水質が計画段階配慮事項に選定されていないが、事業実施想定区域周辺海域は極めて閉鎖性の高い水域であり、温排水による成層強度の増加等による環境影響が懸念されることから、取放水の位置及び方法に関して影響の比較を行うなど可能な範囲で影響を低減するよう検討して事業計画を決定するとともに、その検討過程や決定理由を方法書以降の図書に記載すること。

イ 施設の供用に伴う水質について、事業実施想定区域周辺海域で環境基準値を超過している地点があり、新たな排水により影響が大きくなるおそれがあることから、適切な排水処理施設を導入するとともに、その効果を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

(4) 廃棄物等

ア 施設の供用に伴い発生する廃棄物について、再生利用に努め、最終処分量の削減に配慮すること。

イ 事業実施前に行われる高炉等既存施設の撤去工事に伴い発生する廃棄物について、石綿含有廃棄物、鉍滓等が付着したがれき類等の適切な撤去工事の実施及び適正処理に配慮すること。

(5) 動物・植物・生態系

ア 事業実施想定区域周辺海域では、水産業において重要な魚種であるカタクチイワシ及びイカナゴ等の卵や稚仔魚が多く確認されていることから、貴重な生物種だけでなく、漁獲対象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への排水（温排水を含む）の影響について、可能な限り低減するよう配慮するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。

イ 海域に生息・生育する動植物に対して温排水の影響が懸念されることから、周辺

の浅場や緩傾斜護岸等の環境創出されている水域への影響について考慮するとともに、外来生物にも着目して環境影響評価を実施すること。

(6) 人と自然との触れ合い活動の場・景観

ア 隣接する灘浜緑地の利用住民への影響を可能な限り低減するよう配慮するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。

イ 施設の存在による眺望景観への影響について、事業実施想定区域の近隣に公園など人が利用する場が多く存在することから、それらの地点からの眺望についても配慮すること。

(7) 温室効果ガス等

ア 施設の供用に伴う二酸化炭素の排出について、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量及び二酸化炭素総排出量を明らかにすること。

また、県内の鉄鋼事業部門事務所及び既設発電所からの二酸化炭素総排出量の増減についても明らかにすること。

イ 施設の供用に伴う二酸化炭素総排出量が増加しないよう、事業計画の決定にあたり最良の発電技術を導入するとともに、総排出量に対する削減方策を売電先の対策を含めて定量的に明らかにし、方法書以降に記載すること。

ウ 二酸化炭素総排出量をより低減するため、地域での具体的な削減対策も検討すること。